

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会 議 名		令和３年度 第２回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開 催 日 時		令和３年１２月３日（金） 午後２時～午後４時	
開 催 場 所		洲本市文化体育館 １Ａ会議室	
出席者	委 員	横田直和 委員長（関西大学法学部・教授） 片岡昌樹 委員（弁護士） 土井一史 委員（公認会計士）	
	企業団職員	奥野副企業長、谷口事務局長、西畠総務課長、奈良谷工務課長、 竹内洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 高峰淡路市サービスセンター長、中畑管財担当係長、山形主任	
関係職員		－	
審議対象期間		令和３年４月１日から令和３年９月３０日まで	
議 事 概 要		１ 開会あいさつ（委員長） ２ 議題 （１）報告事項 入札及び契約手続の運用状況（令和３年度上半期分）について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 （２）審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した８案件について、審議を実施 （３）入札監視委員会委員の改選 （４）次回抽出委員の選出 ３ 閉会あいさつ（副企業長）	
抽 出 件 数		総件数 ８ 件	（備考）
制限付き一般競争入札		２ 件	
指 名 競 争 入 札		５ 件	
随 意 契 約		１ 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		意見・質問	回答
		１ 運用状況報告	
		・ 工事及び業務委託に係る随意契約物件の中には競争入札による物件より予定価格が大きいものもあるが、このような物件につき随意契約とした理由は何か。	・ 随意契約については、金額の大小に関わらず、地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項各号を根拠として、その執行を入札審査会に諮り決定している。 例えば、島内の公共団体が実施する下水道工事や道路改良工事に関連して支障となる水道管を移設又は撤去する工事では、本体工事の請負業者と契約することで出会い丁場の防止や工期の短縮、経費の削減等が見込まれ、競争入札に付するよりも有利と認められることから地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号により随意契約を締結している。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	・ 随意契約で落札率が非常に低いものが2件あるが理由は何か。	・ 1件は水質自動計器の点検整備業務で、複数から徴取した見積の平均額を基に予定価格を算出しましたが、指名競争入札が1者応札により入札不調となり、応札可能な1者との随意契約に変更したものです。 落札率が低くなった理由は、契約者が整備対象機器メーカーの総合代理店のため価格面で他者よりも有利であったものと推察します。 もう1件は、減圧弁保守点検業務の標準歩掛によって予定価格を算出したものだが、契約業者の自社製品ということもあり、企業努力により安値になったと推察する。 ・ 指名競争入札では、電子入札も直接入札も従来通り1者応札は入札不調として扱いをしている。執行方法で区別はしていないが、新年度からの取扱いについて検討をして拡充を考えていきたい。 構成団体の取扱い等も調査し、調整の上で競争性と秘匿性が確保されている範囲でできるだけ考えていきたい。
	2 抽出事案の審議	
	【抽出事案①】市道大野千草線導配水管布設替工事 (抽出事案説明書)	
	・ 本案件は、ある程度価格が近似する類の案件なのか。 ・ 最低制限価格未満の応札で失格者が多くなった理由は何か。 ・ どのような事情で入札者が多くなったのか。	・ 本件の積算は国及び都道府県で土木工事標準基準書等により歩掛が公表されており、企業団が採用する資材単価についても情報公開請求による開示対象となっているので労務や資材単価の算出は難しいものではない。 適正な単価等を把握することができれば、近似した価格帯での応札も見込まれる案件と考えている。 ・ 最低制限価格を下回った金額の幅が僅かであることから、応札意欲が強くなりすぎたために最低制限価格により近い価格を設定したことが要因だと考える。 ・ 当該工事は一般的な水道管布設替工事 で技術的難易度も高くなく、交通制限を行うことなく円滑に工事が進められることや予定価格が高額であったこと、また、年度当初の発注で、業者の手持ち工事が少ない時期であったことなどから応札意欲の高い案件になったものと考えている。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	【抽出事案②】南淡浄水場次亜注入設備改良工事	(抽出事案説明書)
	特になし	
	【抽出事案③】倉川加圧所外送水ポンプ更新工事(その2)	(抽出事案説明書)
	・ 不落となった当初の競争入札では、どのような手続きで指名業者を選定しているのか。 ・ 当初の施工業者は入札に参加しているのか。 ・ 前回の入札が不落となった理由として考えられるものは何か。 ・ 今回の指名において「今年度指名のない南あわじ市内の業者」を条件とした理由は何か。 ・ 落札者と失格者の入札価格の差額が大きいのはなぜか。 ・ 指名業者5者というのは、淡路島の官公庁では一般的なのか。 ・ 1回目の入札で失格となった業者を再度入札で応札可能としてもよいのではないか。	・ 淡路島内の業者で対応可能なポンプ更新工事のため電気工事の指名願がある業者の中から施工場所の南あわじ市内に事業所を有する業者を指名している。 ・ 当該設備の設置から数十年が経過しており、当初の施工業者は不明である。本件では更新するポンプを汎用品としているため、導入業者に限らず、どの事業者でも施工は可能と考えている。 ・ 積算内訳書を確認したところ、機器費に係る経費で企業団の積算よりも高く積算されていた。 ・ 指名機会の均等を図るためであり、これまで指名されていない業者を優先して選定することとしている。 ・ 応札業者提出の積算内訳書を確認したところ、失格者は落札者に比べ、機器費が約2分の1、諸経費が約3分の1の金額で積算していた。 一般的に、本件のような機器の購入が含まれる案件では、業者の仕入れ値の差が入札額に反映されるケースが多数あるが、それに加えて、本件では、積算基準により費率が示されているため業者間の差が発生しづらい諸経費においても開きが生じている。 以上のことから、機器の仕入れ値だけが原因ではなく、業者の積算能力の差に起因するものと考えている。 ・ 確認はしていないが、もう少し多いようである。 ・ 最低制限価格は、品質を保持するために設定しているため、そのような取扱いは難しい。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	【抽出事案④】水道管設計業務委託（南あわじ市管内・単価契約） 【抽出事案⑤】水道管設計業務委託（淡路市管内・単価契約） ※両案件にかかる質問のため一括回答	(抽出事案説明書) (抽出事案説明書)
	- 水道工事については、施工場所等により図面作成等についても差異が生ずるように思われるが、このような差異は、落札業者が実際に業務を行うに当たり無視できる問題と考えてよいのか。 - 共に落札金額が同一額になっているが、なぜ同一額なのか。 - 年々落札金額が上がってきているのはなぜか。	- 両案件とも、基準となる設計業務の単価を代表単価として決定するもので、基準設計も仮設なしの水道管 0.3 km 当たりで統一されているため単価は同額となる。 図面作成等においては、施工場所に起因する単価の差は生じない。 - 積算基準は、共に水道実務必携及び兵庫県労務単価を採用しており、いずれも公表されているため、金額の算出は難しくなく、複数業者が同額を積算する可能性は十分にあると認識している。 - 労務単価や積算基準が上がってきているためである。
	【抽出事案⑥】竹原ダム堆砂測量業務委託	(抽出事案説明書)
	2者指名されていない業者がいるが、それはなぜか。 - より競争性を高めるため島内全業者を指名したり、今年度指名していない業者を指名したりと指名方法が事案によって異なるが、指名方法を選択する基準が存在するのか。 - 指名方法が競争性を高めるために島内の全業者を指名したり、今年度指名していない業者を指名するなどいくつかやり方が、その条件は全く相容れないものではなく、重なり合う部分があると思うが、重なり合う部分がある時になぜ特定の選定方法を選んでいるのか。何か客観的な基準があるのか、それともケースバイケースで諸般の事情を総合的に考慮し、事案によって適宜決めているのか。	- 指名業者と資本的または人的関係を有しているためである。 一定の資本的関係または人的関係のある会社同士が同一の入札に参加することは、入札の公平性を欠くおそれがあることから、適正な入札・契約の執行を図るため入札参加を制限している。 - 入札・契約事務取扱要領及び入札審査会での決定事項を基に業者の選定を行っており、本件は、島内の全コンサル業者が得意とする測量業務であるが、企業団が年間で発注する測量業務が1回程度であるため、指名機会の均等が図れないことから全業者を指名した。 - 基本に5者という基準があるが不落となって再度入札をするような場合には、確実な入札執行という意味合いも含めて業者を増やしたり、測量業務のように年に1回程度の発注機会しかない業務で機会均等を図ることができない場合には、参加機会の確保に加え、価格競争の促進という要素を加える等それぞれの案件の状況を考慮し、重なり合う部分を議論したうえで決定している。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	【抽出事案⑦】 検針用・集金用ハンディターミナル等購入 （抽出事案説明書）	
	- 対象物品が検針用・集金用ハンディターミナル等ということであり、日常の業務で頻繁に使用される物品のように思われるため、確実な納入ルートを確認しておくべきではないか。 - 物品の調達であるので応札価格は大差がないものになると想定されるが、落札者が大幅な安値で納入できる理由はどのような事情によるものか。	- 納入ルートの確保には随意契約による方法が一番確実となるが、安易な随意契約は地方公共団体の契約の3原則である「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が図られない恐れがあることから、指名競争入札とした。 - 明確な理由は分からないが、落札者は企業団の現行の水道料金システムの導入および保守業者であり、継続して受注しようとして安値で応札したのではないかと推察している。
	【抽出事案⑧】竹原ダムゲート撤去及び放流警報システム検討業務委託 （抽出事案説明書）	
	- 同様の業務を行っている業者として、受注者以外にどのような業者がいるのか。 - 契約金額、予定価格が適正であるとどのようにして判断したのか。	- 本業務のようにダムの新設ではなく、現在設置されているダムの運用方法を変更する際に生じるダム本体の安全性の検証等の課題解決については、過去の類似業務の実施による豊富な経験が重要であり、受注者は、昭和57年の設立以来、ダムに関する様々な業務実績の蓄積があり、膨大なデータを保有している。 また、受注者は国の機関とも連携をとり全国のダム事業の検証評価を行っているため、既設ダムに関する課題の解決及び評価を実施できる唯一の団体と考えている。 - 設計額の算出については、受注者の見積りを参考としているが、妥当性の検証のため、国土交通省の積算基準のうち、歩掛や諸経费率等を比較し安価になる値を採用し、適正な設計額として算出している。
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特に無し	